

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 3	4 5

時 期	令和 4 年 2 月 2 5 日 報 告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	総務部 総務課
項 目	宝塚市定員管理方針及び宝塚市定員適正化計画について
監 査 結 果 (意見等) の内容	令和 4 年 1 月に策定された、宝塚市定員管理方針（以下「定員管理方針」という。）及び宝塚市定員適正化計画（以下「定員適正化計画」という。）では、今後 5 年間は現在より少ない職員数で適切に行政サービスを提供できる組織運営及び持続可能で安定的な行財政運営の実現を目的として、定員管理の方針や定員適正化の取組を定めています。 前回（平成 2 8 年 1 2 月）の定員適正化計画は、平成 2 8 年度から令和 2 年度までを計画期間とし、職員数の見通しとなる計画職員数は、定数職員（正規職員数、週 5 日勤務の再任用職員数及び週 4 日勤務の再任用職員数は 0.8 を乗じた数の合計）で算定しています。また、令和 2 年度までの取組として、令和 3 年 4 月 1 日現在の定数職員 1,652 人を上限に増員するものとしていました。 しかしながら、今回の定員適正化計画は、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とし、職員数の見通しとなる計画職員数は、実数職員（正規職員数、週 5 日勤務の再任用職員数及び週 4 日勤務の再任用職員数の合計）で算定しています。また、令和 3 年度は令和 3 年 1 2 月 1 日現在の実数職員 1,582 人を新たな基準としています。 このように、明確な理由もなく、基準となる計画職員数の定義を定数職員から実数職員に変更したこと、今回の定員適正化計画の起算点を前回の取組結果時点である令和 3 年 4 月 1 日現在ではなく令和 3 年 1 2 月 1 日現在に設定したこと等により、参考として定数職員での見通しも記載されているとはいえ、計画の継続性が失われ、前回の取組結果が把握しにくくなっています。また、定員管理方針及び定員適正化計画において、定数職員及び実数職員については、それぞれ合計のみ記載されており、算定根拠となる正規職員数、週 5 日勤務の再任用職員数、週 4 日勤務の再任用職員数等の内訳がないため、非常に分かりづらく、市民に対して丁寧に説明する必要があると考えます。 なお、定員適正化計画には、計画職員数に基づく令和 4 年 4 月 1 日現在の計画採用予定人数が記載されていますが、令和 3 年度実施の職員採用試験等への影響については、「新たな定員適正化計画が策定されていなかったことから、令和 3 年度当初は職員数現状維持の方針で、令和 3 年度末の再任用満了や退職等の人数をそのまま補充する前提で各種採用試験を行った。令和 4 年 1 月に定員適正化計画が確定したことから、現在進行中である採用試験の合格者数により調整を行う。」旨の説明を受けましたが、定員適正化計画策定後に調整が可能であったとはいえ、本来であれば定員管理方針及び定員適正化計画に基づいて、職員募集を行うべきであると考えます。 次回の定員管理方針及び定員適正化計画の策定に当たっては、計画の継続性を保ちつつ、算定の根拠を明確にする等、市民にとって理解しやすい内容になるよう検討してください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年5月20日 措置通知</u> 今回の定員適正化計画の策定において実数職員数を導入した理由については、市民への説明責任を果たすために、より分かりやすい指標である実際の職員数を使用したものです。 また、定員適正化計画では前計画との整合性を確保するため、定数職員（正規職員数、週5日勤務の再任用職員数及び週4日勤務の再任用職員数は0.8を乗じた数の合計）も併せて記載しています。 算出根拠の内訳が記載されておらず、分かりづらい表記になっている点については、次回計画策定時には算出根拠を示すなど、市民にとってわかりやすい計画となるよう取り組んでいきます。 定員管理方針及び定員適正化計画に基づいて、職員募集を行うべきであるという指摘については、次回計画策定時には職員数の確定後速やかに方針及び計画を策定することで今回より早いタイミングで計画策定できるよう取り組みます。
----------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

	整理番号	年度	番号
		0 3	4 6
時 期	令和 4 年 2 月 2 5 日 報 告		
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他		
担当課	総務部 総務課		
項 目	事務処理ミス防止の取組について		
監 査 結 果 （意見等） の内容	職員による事務処理ミスが発生した場合に、速やかに報告することにより適切に対応し、事務処理ミスが今後発生しないようにすることを目的として、平成 2 8 年度に事務処理ミス発生報告対応マニュアル（以下「報告対応マニュアル」という。）が策定されました。報告対応マニュアルにおいて、対象とする事案は、（1）事務処理ミスを正すための措置を行うことについて本来必要でない費用を要することになった場合、（2）事務処理ミスにより市民や事業者に迷惑をかけるなど影響がある場合、（3）上記（1）及び（2）以外でも、事務処理ミスにより市民などに対して与える影響が大きいもの、とされています。 事務処理ミスの報告件数について確認したところ、平成 3 0 年度 4 件、令和元年度 2 件、令和 2 年度 6 件、令和 3 年度（令和 4 年 1 月時点） 7 件となっていました。宝塚市事務処理ミス防止対応方針の策定前の平成 2 7 年度に判明及び発生した 18 件より報告件数は減少していますが、実態を正しく反映しているのか疑念が残ります。例えば、令和元年度一般会計及び特別会計決算審査において、令和元年度に修正した固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の課税誤り 52 件の中には、人為的に発生したミスも含まれていましたが、「総務課と協議した結果、報告の対象には全て該当しなかった。」旨の説明を受けました。報告対応マニュアルの定義に即した運用が必要ではないかと考えます。 また、所管課においては、人為的に発生したミスは全て把握した上で、事案の程度によって、公表等の対応を判断すべきではないかと考えます。度重なる事務処理ミスで市への信頼が失墜することを防ぎ、また、内部統制に資する取組を引き続き実施していくためにも、把握した事務処理ミスの内容を分析し、再発防止策の徹底等、全庁的な事務の適正な執行の確保に努めてください。		

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和 4 年 5 月 2 0 日 措置通知
	把握した事務処理ミスについては、その原因を前例踏襲やコミュニケーション不足などに分類しており、その情報を担当課にフィードバックすることで再発防止策の検討に役立てるなど、全庁的な事務の適正な執行の確保に努めます。 また、職員による事務処理ミスが発生した場合には、事務処理ミス発生報告対応マニュアルに即した運用を行っていくとともに、発生した事務処理ミスが再度起こらないように、担当課において適切に再発防止策が講じられているか総務課で確認を行い、全庁的に適正な事務の執行が確保できるように取り組みます。

監査結果（意見等）事項整理票

		整理番号	年度	番号
			0 3	4 7
時 期	令和 4 年 2 月 2 5 日 報 告			
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他			
担当課	総務部 契約課			
項 目	契約事務の適正な執行の確保について			
監 査 結 果 （意見等） の内容	所管課では、契約事務の適正な執行の確保を図るため、市が発注する工事等の請負、業務の委託及び物品の購入等に係る入札・契約に関する各種マニュアルを定め、職員に周知しています。また、新人職員を対象に契約事務に関する研修を毎年度、実施しています。それにもかかわらず、これまでの定期監査等において、特名随意契約の締結に際して予定価格調書の作成及び見積書の徴取を行わず、契約相手方との協議によって契約金額を決定していた事案や予定価格が設計金額を超過していた事案など、宝塚市契約規則やマニュアル等から逸脱した事務手続が複数の部において散見されました。全庁的に正しい契約事務手続について十分な理解がなされないまま事務処理が行われているのではないかと考えます。 適正な契約事務の執行のためには、契約事務に携わる担当職員が契約事務手続を理解することはもとより、事務手続が誤っていれば最終決裁権者である管理職が事前に指摘し、正しい手続を指導することが必要不可欠です。今後はこうした指導者としての管理職を育成するための管理職向けの研修を実施するなど、本市の内部統制の強化が急務であると考えますので、その取組について検討してください。			

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和 4 年 5 月 2 0 日 措置通知</u>
	契約事務の適正な執行のため、令和 4 年度には管理職を対象とした研修を実施したいと考えています。

監査結果（意見等）事項整理票

監査結果（意見等）事項整理票		整理番号	年度	番号
			03	48
時 期	令和4年 2月25日 報告			
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他			
担当課	総務部 管財課			
項 目	市庁舎電気設備等改修工事と事業効果について			
監査結果 （意見等） の内容	市庁舎の電気設備は、平成12年度に一部照明器具の更新が行われた以外、ほとんど更新されないまま現在に至っています。そのため、特に老朽化が顕著な防火防災設備については早急な機能更新が必要な状況となっています。防火防災設備の更新に合わせて電灯分電盤の更新や照明器具のLED化等を行い、市庁舎の長寿命化と節電に取り組むことを目的に、令和元年度から令和4年度末までの工期でこれらの電気設備等改修工事が進められています。また、本工事によって市庁舎の照明に係る電力使用量を平成27年度と比較して15%削減することを目標としています。今回、令和3年4月から11月までの照明電力使用量と平成27年度の同月を比較した結果、18%の削減が達成されていました。一部未施工箇所が残っている現時点において当初の目標値を上回る削減が達成できていることについては評価できます。しかしながら、動力に係る電力も含めた庁舎全体の電力使用量について同様に比較した結果では、平成27年度よりも電力使用量は4.5%増加していました。この要因について所管課に確認したところ、「新型コロナウイルス感染症対策のため庁内の換気を行いながら空調運転を行っていたことから、電力使用量が増加したものと考え。」旨の説明がありました。コロナ禍という状況もあり、空調効率の悪化によりエアコンの電力消費量が増加したことは一定理解できますが、今後は職員一人一人の節電に対する意識を高めるよう働きかけるとともに庁舎全体の電力使用量の削減により一層取り組んでください。			

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和4年5月20日 措置通知
	庁舎管理業務において、市庁舎内での新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することは、重要な業務の一つです。特にクラスターが発生することで、市の業務が停止することがないように感染拡大防止のため、換気をしながらの空調運転を実施しています。さらに、時差出勤による空調運転時間の延長等、電力使用量の増加要因が多く、厳しいものとなっています。 そのため、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、市民の方や職員の体調にも配慮し、過度な負担を強いることのないように、昼休み中の執務室の消灯等、照明と動力の電力全体で、節電に取り組んでいくこととします。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	49
時 期	令和4年 2月25日 報告	
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他	
担当課	総務部 管財課	
項 目	普通財産の管理について	
監 査 結 果 （意見等） の内容	所管課では、公有地の有効活用を図るため、所管する普通財産の貸付を行い、不 用な財産を処分することで収益の確保に取り組んでいます。令和3年度に行った 財産処分の件数は4件となっており、今後の処分予定について所管課に確認した ところ、「現時点での処分予定はないが、今後相手方から処分等についての要望が あれば対応する。」旨の説明を受けました。また、令和3年10月末時点で管理し ている全ての普通財産についてその管理状況を確認したところ、管理台帳上の土 地の実測面積の表記が不適切なものが見受けられました。財産の利用状況につい ては、立地条件が良く、利用価値が高いと考えられる物件は、おおむね貸付により 有効利用が図られていましたが、一部の財産については、的確な現状把握がされて おらず、事故等の財産管理上のリスクが懸念されるものが見受けられました。現地 調査等により所管する財産の個々の現状を把握することに加え、貸付等の有効活 用を図ることにより効率的かつ適正に管理を行うとともに処分が行える財産がな いか積極的に検討を行ってください。	

措置結果又 は方針の内 容（時期・ 内容等）	<u>令和4年5月20日 措置通知</u> 管理台帳の面積表記については、記載地番の公簿面積、記載地番の実測面積、 台帳面積となっていますが、それぞれの関係性がわかりにくい表記となっていま す。今後については、一定の記載マニュアル等を検討し、整理に努めていきます。 また、所管する普通財産についても、取得経過や実地調査等を行い、現状を把 握していくことで、安全管理も含めて適切な維持管理に努めていきます。
---------------------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 3	5 0

時 期	令和 4 年 2 月 2 5 日 報 告																																																							
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他																																																							
担当課	総務部 看護専門学校																																																							
項 目	看護専門学校のあり方に関する検討について																																																							
監 査 結 果 (意見等) の内容	令和 2 年 6 月 2 3 日に看護専門学校のあり方に関する検討委員会から意見報告が提出されました。主な内容としては、「特に令和元年度以降の市立病院の看護師採用人数は、看護専門学校の卒業生数を大きく下回っていることや、今後の看護師採用に対する考え方を踏まえると看護専門学校の設立趣旨である市立病院の看護師確保という目的は達成したと考えられることから、市は看護専門学校の廃止の検討を進めることが必要である。一方で、卒業生全員が看護師国家試験に合格しているなど、優れた教育の実績もあるため、市に代わって運営を担う主体が見つかることが望ましい。」旨が示されました。 平成 2 9 年度以降の卒業生数及び就職等の状況は、次表のとおりです。 <table><tr><td></td><td>卒業年月</td><td>平成 3 0 年 3 月</td><td>平成 3 1 年 3 月</td><td>令和 2 年 3 月</td><td>令和 3 年 3 月</td><td>令和 4 年 3 月 見込</td></tr><tr><td>宝塚市立病院</td><td>23</td><td>10</td><td>8</td><td>6</td><td>5</td></tr><tr><td>市内民間病院</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td></tr><tr><td>小計</td><td>24</td><td>12</td><td>10</td><td>9</td><td>7</td></tr><tr><td>市外公立病院</td><td>9</td><td>12</td><td>22</td><td>21</td><td>23</td></tr><tr><td>市外民間病院</td><td>6</td><td>8</td><td>4</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>進学</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>その他</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>合計</td><td>41</td><td>34</td><td>37</td><td>40</td><td>39</td></tr></table> 卒業生の市内就職率 (%) 58. 5 35. 3 27. 0 22. 5 17. 9		卒業年月	平成 3 0 年 3 月	平成 3 1 年 3 月	令和 2 年 3 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 3 月 見込	宝塚市立病院	23	10	8	6	5	市内民間病院	1	2	2	3	2	小計	24	12	10	9	7	市外公立病院	9	12	22	21	23	市外民間病院	6	8	4	7	8	進学	0	1	0	3	1	その他	2	1	1	0	0	合計	41	34	37	40	39
		卒業年月	平成 3 0 年 3 月	平成 3 1 年 3 月	令和 2 年 3 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 3 月 見込																																																	
	宝塚市立病院	23	10	8	6	5																																																		
	市内民間病院	1	2	2	3	2																																																		
	小計	24	12	10	9	7																																																		
	市外公立病院	9	12	22	21	23																																																		
	市外民間病院	6	8	4	7	8																																																		
	進学	0	1	0	3	1																																																		
	その他	2	1	1	0	0																																																		
	合計	41	34	37	40	39																																																		
令和 3 年 3 月卒業生の就職等の状況を見ると、卒業生 40 人のうち市立病院等の市内病院への就職者は 9 人となっており、ここ数年の卒業生の市内就職率は 30 % を下回る状況が続いています。また、看護専門学校に係る学生 1 人当たりの支出額から受験料、入学金及び授業料等の収入額を差し引いた、学生 1 人に対する 3 年間の市税投資額は約 190 万円になります。このことから、令和 3 年 3 月卒業生全員の投資額約 7, 600 万円のうち、市内病院への就職者 9 人分約 1, 710 万円は市内へ還元されているものの、市外病院への就職者等 31 人分約 5, 890 万円の投資は結果的に市外に流出していると言えます。このような状況が続いていることに鑑みれば、意見報告でも示されているように本市が単独で財政負担して看護専門学校を存続するのは市民の納得が得られないのではないかと考えます。 また、意見報告を受けた後の検討状況について、所管課に確認したところ、「意見報告の内容を踏まえ、今後の方向性が決定できるよう資料収集等を行った。意見報告を受けて市内部での協議を行っているところであり、今後、看護専門学校の存続、他施設への転用を含めて市内部で意思決定していく。」旨の説明を受けましたが、現時点では未だに具体的な庁内協議を進めている状況には至っていませんでした。宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針では前期取組期間である令和 9 年度までに今後の方向性を決定することが示されていますが、収入を差し引いても毎年度約 8, 000 万円の管理運営費がかかることや、仮に他施設へ転用する方針決定をした場合でも学生募集停止から最低でも 3 年かかること等を考えると、直ちに庁内協議を積み重ね検討を進めるとともにできるだけ早期に方針決定を行うよう努めてください。																																																								

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和4年5月20日 措置通知 令和元年度に開催された看護専門学校のある方に関する検討委員会の意見を踏まえ、資料収集等を行ってきました。 今後、宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針での前期取組期間である令和9年度を意識しながら、検討委員会から提出された意見を基に庁内協議を行い、できる限り早期に結論を出したいと考えています。
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 3	5 1

時 期	令和 4 年 2 月 2 5 日 報告																							
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他																							
担当課	総務部 人材育成課																							
項 目	被服等貸与について																							
監 査 結 果 (意見等) の内容	本市では、職務の執行上必要な被服その他の物品について宝塚市職員被服等貸与規程（以下「規程」という。）に基づき、被服貸与計画表を作成し、年度ごとに定められた被服を対象となる職種の職員に貸与（定期貸与）しているほか、新規採用や人事異動に伴う貸与、破損等で使用に耐えなくなった場合に破損等した被服等との交換による貸与（臨時貸与）を行っています。例えば、技術職員を対象とする被服等の貸与は、次表のとおりです。																							
	<table><tr><td>被貸与者</td><td>貸与物品</td><td>貸与数</td><td>貸与期間</td></tr><tr><td rowspan="6">技術職員</td><td>夏季用技術服（上・下）</td><td>2 着</td><td>3 年</td></tr><tr><td>冬季用技術服（上・下）</td><td>2 着</td><td>3 年</td></tr><tr><td>防寒服</td><td>1 着</td><td>使用に耐える期間</td></tr><tr><td>雨衣</td><td>1 着</td><td>使用に耐える期間</td></tr><tr><td>長靴</td><td>1 足</td><td>使用に耐える期間</td></tr><tr><td>安全靴</td><td>1 足</td><td>使用に耐える期間</td></tr></table>	被貸与者	貸与物品	貸与数	貸与期間	技術職員	夏季用技術服（上・下）	2 着	3 年	冬季用技術服（上・下）	2 着	3 年	防寒服	1 着	使用に耐える期間	雨衣	1 着	使用に耐える期間	長靴	1 足	使用に耐える期間	安全靴	1 足	使用に耐える期間
	被貸与者	貸与物品	貸与数	貸与期間																				
	技術職員	夏季用技術服（上・下）	2 着	3 年																				
		冬季用技術服（上・下）	2 着	3 年																				
		防寒服	1 着	使用に耐える期間																				
		雨衣	1 着	使用に耐える期間																				
		長靴	1 足	使用に耐える期間																				
		安全靴	1 足	使用に耐える期間																				
	貸与期間を見ると、「使用に耐える期間」としている被服等がある一方で、技術服については一律「3 年」の貸与期間としていますが、使用状況によっては劣化度合に差が生じることが推察されることから、コスト削減の観点からも一律の貸与期間とするのではなく、実際の劣化の状況に応じて貸与することが適当であると考えます。また、規程では貸与期間が経過した後の被服等については、「当該被貸与者に給与する。」とされていますが、職務の執行上必要なものとして貸与されていることや市職員であることを表す仕様となっていることを踏まえると、貸与期間が経過した後の被服等については、転売や悪用されるなどのリスクを回避するためにも、貸与者が回収し処分すべきではないかと考えます。さらに、庁内各課の判断により規程に基づかない被服の購入事例が見受けられますが、職員が職務上必要として着用する被服については、規程に基づき一元的な取扱いとする必要があるのではないかと考えます。																							
所管課にあつては、全庁的に職員の被服等の使用状況の実態を把握し、適切かつ効率的な貸与事務が図れるよう被服貸与計画表の見直しも含め、被服等の貸与の在り方について検討を行うとともに改善に向けて取り組んでください。																								

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和 4 年 5 月 2 0 日 措置通知
	定期貸与については、全ての対象者に一律に同じ着数を貸与しているわけではなく、貸与中の被服の劣化状況を考慮した上で必要最低限の着数を報告するよう通知しています。また、定期貸与前に汚損や破損が生じ、使用に耐えない場合は、臨時的に貸与を行っています。 貸与期間満了後の取扱い及び現在、貸与の対象となっていない職員が被服を必要とする場合の対応については、各市の状況を調査の上検討を行います。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	52

時 期	令和4年 2月25日 報告																								
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他																								
担当課	総務部 人材育成課・給与労務課共通																								
項 目	会計年度任用職員の時間外勤務について																								
監 査 結 果 （意見等） の内容	令和2年度から会計年度任用職員制度が導入され、非常勤嘱託職員については月額で報酬を定める会計年度任用職員へ、臨時的任用職員は日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員へと移行しました。																								
	平成30年度から令和2年度までの時間外勤務の状況を確認したところ、月額の会計年度任用職員については、青少年課において、年間の時間外数（代休割増含む）が平成30年度が11,725時間（全体の62.2%）、令和元年度が13,760時間（同65.5%）、令和2年度が10,283時間（同69.8%）となっており全体のうち大きな割合を占めていました。また、月額以外の会計年度任用職員についても、次表のとおり、時間外勤務が常態化している職場が複数あることが判明しました。																								
	(単位：時間)																								
	<table><tr><th>課名</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>窓口サービス課</td><td>363</td><td>285</td><td>2,101</td></tr><tr><td>火葬場・霊園・墓苑</td><td>1,154</td><td>1,243</td><td>991</td></tr><tr><td>防犯交通安全課</td><td>900</td><td>922</td><td>499</td></tr><tr><td>教育支援課</td><td>1,478</td><td>917</td><td>669</td></tr><tr><td>養護学校</td><td>949</td><td>847</td><td>605</td></tr></table>	課名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	窓口サービス課	363	285	2,101	火葬場・霊園・墓苑	1,154	1,243	991	防犯交通安全課	900	922	499	教育支援課	1,478	917	669	養護学校	949	847	605
	課名	平成30年度	令和元年度	令和2年度																					
	窓口サービス課	363	285	2,101																					
	火葬場・霊園・墓苑	1,154	1,243	991																					
	防犯交通安全課	900	922	499																					
	教育支援課	1,478	917	669																					
	養護学校	949	847	605																					
※主な課のみ記載																									
会計年度任用職員の時間外勤務については、「宝塚市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する基準を定める規則」第3条第6項（以下「規則」という。）において「公務のため臨時に必要な場合においては、任命権者は、前各項の規定にかかわらず、会計年度任用職員を勤務時間外又は勤務を要しない日若しくは休日に勤務させることができる。」とあります。所管課において時間外勤務が生じたことについて、それぞれ固有の業務遂行上の理由があることは一定理解できますが、規則上はあくまで「臨時に必要な場合」であることに鑑みれば、時間外勤務が常態化することは不適切な運用であると考えざるを得ません。その改善のためには、時間外勤務が生じる原因の特定を行うとともに、削減のための抜本的な取組が必要です。今後は、時間外勤務の命令権者が規則の趣旨を理解し、改善に向けて取り組むだけでなく、人材育成課及び給与労務課においても各所管課とともに会計年度任用職員の時間外勤務削減に向けての取組を進めてください。																									

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年5月20日 措置通知</u> 青少年課における月額会計年度任用職員の時間外勤務は地域児童育成会支援員に係るものであり、支援員の業務を補助する時間額の会計年度任用職員である支援補助員が必要数に対して不足していたため、平日及び土曜日の時間外勤務が発生したものです。支援補助員の募集については、引き続き、ホームページや広報たからづかなどにより募集を行うほか、より効果的な募集方法について検討し、支援補助員の充実により時間外勤務の削減に努めます。 月額以外の会計年度任用職員については、ご指摘のとおり、一部の職場において時間外勤務が常態化しています。各所属長に対して改めて「宝塚市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する基準を定める規則」第3条第6項に基づき時間外勤務の規則の趣旨について周知徹底を図るとともに、勤務形態についても各職員におけるシフト、業務管理の見直し等を行うことで時間外勤務の削減に向けて改善するよう各所管課とともに改善していきます。
----------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	53

時 期	令和4年 2月25日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	総務部 人権男女共同参画課
項 目	相談事業業務委託について
監 査 結 果 （意見等） の内容	本市では、コロナ禍の影響から女性のための電話相談やDV相談件数が大幅に増加し、不安を抱える女性の増加が顕著になっているとの認識から、男女共同参画センターの指定管理業務として従来から実施している16時までの女性のための電話相談に加え、17時から21時までの電話相談業務について、指定管理者とは別団体に委託し、令和3年度からの拡充事業として、地方女性活躍推進交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「国交付金」という。）を活用して実施しています。 ところが、当該委託業務については、拡充事業であるにもかかわらず予算として市議会の議決を経ることなく、総務部内の予算を流用して実施していました。このことについて所管課に確認したところ、「令和3年度6月補正予算では、既存事業である指定管理料への国交付金の充当を想定し、新たに事業を拡充しての実施は想定していなかった。しかし、その後の国との協議の中で指定管理料への国交付金の充当は難しいことが判明したため、新たに委託業務を実施することとし、その財源については部内予算から流用したものである。」旨の説明を受けました。 本来、予算は市民に税金がどのように使われるのかを明確にするとともに、市議会の関与によって、執行機関の独善を防ぎ、民主的な財政運営を担保するものです。国との協議の中で、当初の想定を変更せざるを得なくなった事情があったことは一定理解できますが、当該委託業務の実績は、当初見込んでいた活動実績には至らなかったことから、市民や市議会に知らせないまま、予算の流用をしてまで実施すべき事業であったのかは疑問の残るところです。今後は事前に事業内容を精査し、適切な予算計上及び執行に努めてください。 また、当該業務委託の契約を締結する際の一連の契約事務関連書類を確認したところ、予定価格調書に記載された予定価格が設計金額を超過しているなど多くの不備が見られました。宝塚市契約規則第7条第3項には「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例、価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めなければならない。」とあります。予定価格調書の作成は公正な契約事務の執行において特に重要な書類となりますので、慎重に事務を執行する必要があります。所管課においては、他の契約事務手続においても不備が多数見られましたので、契約事務に係る職員のチェック体制を今一度見直し、適正な契約事務の執行に努めてください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和4年5月20日 措置通知 予算執行については、事前に事業内容を精査し、執行計画を立てるとともに、適切な予算計上及び執行に努めます。また、予算執行にあたっての市民や市議会への説明についても、適切に遂行していきます。 契約事務関連書類の不備に関しては、契約事務に係るマニュアル確認の徹底、課内チェック回数を増やし、不明な点は契約担当課等への確認を行い、早期発見、修正できる体制づくりに努めます。なお、今回の不備発覚後、課内周知、課内職員全員を対象に契約課長からの研修を受講しました。
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	54

時 期	令和4年 2月25日 報告															
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他															
担当課	総務部 人権文化センター共通															
項 目	会議室等の施設利用について															
監 査 結 果 (意見等) の内容	人権文化センターの会議室等の施設利用に当たっては、宝塚市立人権文化センター条例施行規則において、事前に登録した団体だけでなく、個人での申請も可能と定められています。															
	しかしながら、市ホームページにおいて、一部の人権文化センターの利用に係る説明に、「原則、登録の手続をされた団体による利用に限らせていただいています。（個人ではご利用いただけません。）」等の記載があり、誤解を招く表現となっていました。															
	このことについては、「既に当該ホームページは修正した。」旨の説明を受けましたが、施設の設置目的に沿った適切な運用に努めてください。															
	また、各人権文化センターの会議室等の平均利用率については、次表のとおりです。															
	(単位 %)															
	<table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td></tr><tr><td>くらんど人権文化センター</td><td>27.4</td><td>20.7</td><td>26.5</td></tr><tr><td>まいたに人権文化センター</td><td>24.9</td><td>26.5</td><td>25.3</td></tr><tr><td>ひらい人権文化センター</td><td>26.3</td><td>18.8</td><td>30.0</td></tr></table>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	くらんど人権文化センター	27.4	20.7	26.5	まいたに人権文化センター	24.9	26.5	25.3	ひらい人権文化センター	26.3	18.8
	令和元年度	令和2年度	令和3年度													
くらんど人権文化センター	27.4	20.7	26.5													
まいたに人権文化センター	24.9	26.5	25.3													
ひらい人権文化センター	26.3	18.8	30.0													
	※令和3年度は、令和3年10月末時点															
	会議室等の利用率向上に資する取組については、「近隣の小学校に対しては、講話、給食の時間、授業参観等を活用して人権文化センターを紹介している。また、フレミラ宝塚を利用している子育て支援グループにも周知したり、周辺住宅の開発時には地域住民に対し個別案内を行った。」等、人権文化センターそれぞれが工夫しながら取り組んでいる旨の説明を受けました。コロナ禍での利用率向上が難しいことは理解できますが、今後も、3つの人権文化センターで連携しながら、人権文化センターに対する認識を広め、多くの市民の利用につながる取組を引き続き進めてください。															

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和4年5月20日 措置通知
	施設の利用については、宝塚市立人権文化センター条例施行規則において、事前に登録した団体だけでなく、個人での申請も可能と定められていることから、利用者に誤解のないよう周知と説明に努め、適切な運用をします。 また、利用率向上への取組については、3つの人権文化センターで連携しながら、引き続き、社会状況の変化や市民ニーズを採り入れ、需要の開拓と周知を行うことにより、多くの市民の利用につながるよう努めます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 3	5 5

時 期	令和4年 2月25日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	総務部 人権男女共同参画課（特定非営利活動法人 女性と子どものエンパワメント関西 関係）
項 目	指定管理料等について
監 査 結 果 （意見等） の内容	エンパワメント関西において、指定管理事業に従事している職員の雇用契約書を確認したところ、「賃金の他に一切の請求をしない旨を約す。」と記載されており、対象となる賃金は、本給及び交通費のみであり、時間外勤務手当に係る記載はありませんでした。また、就業規則には、「勤務ローテーション以外の休日出勤および時間外勤務は振替できるものとします。」と記載されており、指定管理事業における時間外勤務の機会は多くないものの、職員全員が割増賃金の支払いが必要ではない振替休日を取得していました。しかしながら、所定労働時間が週37.5時間の職員においては、週をまたぐ振替等により法定労働時間（週40時間）を超えるおそれがあり、法定労働時間を超える労働時間に対しては、割増賃金を支払う必要があります。 同様に、指定管理事業に従事しているアルバイトの雇用契約書にも、「賃金の他に一切の請求をしない旨を約す。」と記載されており、対象となる賃金は、時給のみであり、交通費の支給規程はありませんでした。しかしながら、給与支給時には、給与の一部を交通費として支給しており、その結果、雇用契約書に記載された時給を下回っている事例がありました。 このことについて、エンパワメント関西からは、「所管課と協議した結果、令和4年度以降は法定労働時間を超える労働時間については、時間外勤務手当を25%増で支払うこととし、就業規則にも追記する。アルバイトについても、時給に交通費を含むことは合意を得ていたが、雇用契約書に交通費の取扱いを明記する。また、雇用契約書の当該文言（賃金の他に一切の請求をしない旨を約す。）は削除する。」旨の説明を受けました。所管課においても、指定管理者に対し事務及び財務に関する監査を毎年実施していることから、これらの是正状況についても確認する必要がありますと考えます。 以上の取扱いについて、エンパワメント関西からは、「平成28年度の指定管理者応募説明会の質疑応答において、所管課から人件費の上限は2,700万円と回答があった。このため、人件費は2,700万円以内に抑えなければならないと理解していた。」旨の説明がありました。指定管理料は予算で設定されていますが、人件費等の配分について制約するものではありません。加えて、所管課では、人件費、事業費、施設管理費、その他経費等の区分で指定管理料を積算していますが、人件費の上限2,700万円に対する明確な積算根拠はありませんでした。指定管理料の算出に当たっては、適切な積算に基づくものでなければならないと考えます。 一方、年度別協定において、「指定管理料のうち、ソリオ宝塚共益費（管理費）、個別空調に係る経費（電気代、ガス代、フィルター清掃費）について剰余が生じたときは、年度別協定を変更の上、その剰余額に相当する額（予算額－決算額）を指定管理料の総額から減額する。」と定められています。なお、この年度別協定に係る令和2年度の剰余額は174万円であり、コロナ禍による臨時休館に伴う精算額と合算して、市に返還されていました。この剰余額の算出根拠の1つである予算額については、「エンパワメント関西から提示された収支計画が予算内であり、かつ整合性を欠く設計でなければ、適正と判断している。」旨の説明を受けました。しかしながら、戻入を前提としている項目の予算額については、事業者の積算に基づくのではなく、所管課が一定の基準を持って積算し、できる限り剰余額が発生しない

	ようにすべきであると考えます。 令和４年度から令和９年度までの指定管理者についてもエンパワメント関西が選定されています。所管課においては、明確な積算根拠を持った上で指定管理料を設定し、指定管理者制度の本来の趣旨にのっとり、指定管理者の創意工夫が図れる運用に努めてください。
--	--

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和４年５月２０日 措置通知</u> 指定管理者に対し指導を行い、所定労働時間が週 37.5 時間の職員においては、週をまたぐ振替等により法定労働時間（週 40 時間）を超えるおそれがあり、法定労働時間を超える労働時間に対しては、割増賃金を支払う必要がある件について、時間外勤務手当を 25 % 増で支払うこととし、就業規則にも追記しました。また、職員の雇用契約書のうち、「賃金の他に一切の請求をしない旨を約す。」との記載は削除し、アルバイトの雇用契約については、雇用契約書に交通費の取扱いを明記しました。 なお、上記是正は、令和４年４月１日より適用しています。 指定管理料については、所管課が指定管理者制度の本来の趣旨にのっとり、指定管理者の創意工夫が図れる運用に努めます。また、人件費、事業費、施設管理費、その他経費等の適切な積算による算出を行います。
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

	整理番号	年度	番号
		0 3	5 6
時 期	令和4年 2月25日 報告		
種 類	1 定監 2財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他		
担当課	都市整備部 住まい政策課（株式会社東急コミュニティー 関係）		
項 目	市営住宅等管理業務に係る収支状況について		
監 査 結 果 （意見等） の内容	宝塚市営住宅管理条例第2条で規定する市営住宅及び共同施設（集会所、倉庫、駐車場等）については、令和元年度から東急を指定管理者として管理を行っています。 令和2年度事業報告書を確認したところ、指定管理料内訳書の決算額が誤っていることが判明しました。指定管理者の各年度の実績を確認する上でも決算状況については最も基本的なものであり、当該誤りは支出額の合計が変わるため、指定管理者のモニタリングを行う施設管理運営事業評価票にも影響することとなります。まずは、東急が正しい事業報告書を作成することが第一ですが、所管課においても事業報告書の内容に誤りがないか慎重に確認を行ってください。 また、事業報告書として提出される指定管理料内訳書の記載内容では、実態に合った正確な支出額が記載されておらず、指定管理料に余剰金がどれくらい生じているのか把握できない状況となっています。現状のままでは今後も含めて指定管理料の適正な費用積算が困難ではないかと考えます。 本来、指定管理者から提出されるべき事業報告書のうち収支決算書は、指定管理業務の収支状況を正しく把握するためだけでなく、指定管理料の適正な積算にも大きく影響を与えますので、今後、所管課においては実態に合った正確な収支決算書の作成について指導してください。		

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和4年5月20日 措置通知 指定管理料内訳書については、年度途中に受けていた各種報告と、年度事業報告との整合を確認しています。今回は、修繕費の報告に誤差を発見したため、その原因を特定する作業や、修正の指示に手間取るあまり、修繕費の小計の確認を怠るというミスを招いてしまいました。 今後は小計等の金額についても検算を徹底するとともに、指定管理者に対しては十分に精査された報告書を作成するよう厳しく指導していきます。 また、指定管理料内訳書において、東急コミュニティーの会社としての経費にあたるものの詳細な記載は社外秘とされていますが、東急コミュニティーと引き続き協議を進めた上で適正な収支の確認に努めていきます。
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 3	5 7

時 期	令和4年 2月25日 報告							
種 類	1 定監	2財援	3 工監	4 随監	5 住監	6 決算	7 例月	8 その他
担当課	産業文化部 農政課（兵庫六甲農業協同組合 関係）							
項 目	農業振興施設に係る収支状況について							
監 査 結 果 （意見等） の内容	農業振興施設については、「農産物等を通じて都市と農村との相互交流を推進し、農業の振興及び地域の活性化を図るため」に設置され、ＪＡを指定管理者として施設の運営を行っています。							
	指定管理業務に係る収支決算書を確認したところ、次表のとおりとなっています。							
	(単位：円)							
	科 目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
	収 入	直売所手数料	7,119,344	6,709,276	6,503,479	10,619,369		
		指定管理料	1,373,000	1,373,000	1,386,000	1,399,000		
		加工施設利用料金	451,821	413,150	229,950	222,110		
		その他（他事業より補てん）	3,817,277	2,404,923	3,400,783	0		
		合 計	12,761,442	10,900,349	11,520,212	12,240,479		
	支 出	人件費	8,767,924	8,360,924	8,294,299	8,934,238		
		ＰＯＳシステム点検費	410,832	410,832	418,440	1,151,040		
		直売所水道光熱費	1,374,756	837,899	986,523	941,938		
		加工施設水道光熱費	472,004	387,899	486,249	477,956		
		屋外トイレ清掃費	474,000	0	468,000	469,500		
		施設管理費	328,428	157,874	153,400	168,740		
警備費		324,000	324,000	316,800	316,800			
雑費		609,498	420,921	396,501	583,522			
合 計		12,761,442	10,900,349	11,520,212	13,043,734			
収支差額		0	0	0	△ 803,255			
「直売所手数料」については、直売所の収入とするべき割合について誤った割合となっていたことから令和２年度から実態に即した手数料に改めています。また、「ＰＯＳシステム点検費」については、令和元年度まで計上漏れの部分があったことから令和２年度から修正が行われています。「屋外トイレ清掃費」については、実際はＪＡ職員が従事していることから計上の必要のない項目ではないかと考えます。また、消費税についても、本来なら「租税公課」として消費税を計上すべきところを決算書上では記載がありませんでした。このように、直売所手数料の割合など一部改善は見られますが、これまで事業の赤字分については、全て指定管理者であるＪＡが補填していたこともあり、事業実態と整合性が取れていない収支決算書となっています。								
指定管理事業の収支決算は、当該施設の経営状態を正しく把握するためだけでなく、指定管理料の適切な積算や、施設の活性化、今後の事業方針にも大きく影響を与えますので、今後はＪＡに対して実態に応じた正確な収支決算書の作成とともに、収支改善についても指導してください。								

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年5月20日 措置通知</u> 上記監査結果を踏まえ、令和3年度収支決算書は実態に即した内容に修正しました。収支改善に向けては、令和4年3月に兵庫六甲農業協同組合（以下JA）と協議し、品揃えを充実させる等、販売額の増加や客単価の向上に努めるよう指導しました。引き続き、JAと協議をしながら、農業振興施設の収支改善に向けて取り組んでいきます。 （添付資料） 1 令和3年度収支決算書
----------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	58

時 期	令和4年 2月25日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	産業文化部 農政課（兵庫六甲農業協同組合 関係）
項 目	農産物加工施設について
監 査 結 果 （意見等） の内容	農産物加工施設については2室あり、ピーク時には4団体の利用がありましたが、その後は2団体の利用となり、令和元年度からは1団体（毎月の利用者数2人）のみの利用となっています。そのため、平成30年度は41万円であった加工施設利用料金収入が、令和元年度では22万円、令和2年度も22万円と半減しています。一方で、加工施設水道光熱費は平成30年度においては38万円でしたが、令和元年度からはガス代を含めたこともあり、令和元年度が48万円、令和2年度は47万円と、利用料金収入の2倍以上の水道光熱費となっており、これだけを見ても、農産物加工施設に係る経費に対して利用料金が見合わない実態となっています。所管課からは、「現在の利用料金は、宝塚市立農業振興施設条例第10条第2項に則して指定管理者であるJAから申請された金額を市内他施設の利用料金の相場等から妥当と判断し、市が承認した金額である。」旨の説明を受けましたが、令和3年11月に策定された「受益者負担適正化ガイドライン」に示された内容に鑑みれば、不適切な利用料金の設定になっていると考えざるを得ません。今後、適切な利用料金について検討を行うとともに、利用団体の増加に向けてJAと協議を行い、特定の団体のみが利用する施設になることなく、当該施設が本市全体の農業振興及び地域活性化につながるよう努めてください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年5月20日 措置通知</u> 上記監査結果を踏まえ、令和4年3月に兵庫六甲農業協同組合（以下JA）と適切な利用料金について協議しました。利用料金収入に対して、2倍以上の水道光熱費を要していることから、現行料金1時間360円から値上げすることが適切であると双方合意したため、再度協議を行い決定していきます。 なお、利用団体の増加に向けてはJAと市が改めて共通の課題認識とすることで広報宣伝等、より効果的な方法を今後検討し、実施していきます。
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 3	5 9

時 期	令和 4 年 2 月 2 5 日 報告																
種 類	1 定監 2財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他																
担当課	総務部 人材育成課（宝塚市職員互助会 関係）																
項 目	繰越金について																
監 査 結 果 （意見等） の内容	互助会では、一般会計のほか出産祝金及び弔慰金給付特別会計（以下「出産特会」という。）及び入学祝金給付及びクラブ助成事業特別会計（以下「入学特会」という。）を設置しています。令和 2 年度の決算状況を見ると、一般会計では1,008万円、出産特会では199万円の黒字となっています。この黒字額については、剰余金として年度ごとに精算を行い会員の掛金及び市の負担金の比率で按分し、会員の掛金相当額は入学特会に繰入し、市の負担金相当額は負担金の拠出元に返還することとなっています。																
	令和 2 年度の剰余金の処分明細は次表のとおりとなっていました。																
	(単位：円)																
	<table><tr><th>処分方法</th><th>一般会計分</th><th>出産特会分</th><th>合 計</th></tr><tr><td>入学特会への繰入</td><td>6,231,517</td><td>1,497,560</td><td>7,729,077</td></tr><tr><td>拠出元への返還</td><td>3,857,607</td><td>499,187</td><td>4,356,794</td></tr><tr><td>合 計</td><td>10,089,124</td><td>1,996,747</td><td>12,085,871</td></tr></table>	処分方法	一般会計分	出産特会分	合 計	入学特会への繰入	6,231,517	1,497,560	7,729,077	拠出元への返還	3,857,607	499,187	4,356,794	合 計	10,089,124	1,996,747	12,085,871
	処分方法	一般会計分	出産特会分	合 計													
	入学特会への繰入	6,231,517	1,497,560	7,729,077													
	拠出元への返還	3,857,607	499,187	4,356,794													
	合 計	10,089,124	1,996,747	12,085,871													
	入学特会への繰入は772万円にも及び、令和 2 年度決算後の当会計の繰越金は5,504万円と次表のとおり繰越額が毎年度膨らみ続けています。																
	(単位：円)																
<table><tr><th>決算年度</th><th>繰越額</th><th>備 考</th></tr><tr><td>平成 2 9 年度</td><td>34,552,084</td><td>平成 2 9 年度から平成 3 0 年度への繰越</td></tr><tr><td>平成 3 0 年度</td><td>41,397,155</td><td>平成 3 0 年度から令和元年度への繰越</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>47,566,140</td><td>令和元年度から令和 2 年度への繰越</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>55,047,981</td><td>令和 2 年度から令和 3 年度への繰越</td></tr></table>	決算年度	繰越額	備 考	平成 2 9 年度	34,552,084	平成 2 9 年度から平成 3 0 年度への繰越	平成 3 0 年度	41,397,155	平成 3 0 年度から令和元年度への繰越	令和元年度	47,566,140	令和元年度から令和 2 年度への繰越	令和 2 年度	55,047,981	令和 2 年度から令和 3 年度への繰越		
決算年度	繰越額	備 考															
平成 2 9 年度	34,552,084	平成 2 9 年度から平成 3 0 年度への繰越															
平成 3 0 年度	41,397,155	平成 3 0 年度から令和元年度への繰越															
令和元年度	47,566,140	令和元年度から令和 2 年度への繰越															
令和 2 年度	55,047,981	令和 2 年度から令和 3 年度への繰越															
繰越金が増額している現状について、互助会からは「繰越金を活用して会員の福利厚生に資する事業を実施することや繰入金そのものを減額するため、当分の間、一般会計の収入である会員の掛金及び市の負担金の減額を検討する。」旨の説明を受けました。また、所管課からも「繰越金は必要以上の残高となっていると認識しており同様の検討をすべきである。」旨の説明を受けました。																	
互助会の事業経費が主に会員の掛金及び市の負担金収入をもって充てられていることに鑑みると、必要以上の繰越金を保有することは適当ではないと考えます。会員の掛金及び市の負担金の減額を検討することも含め、適正な収支状況を維持しながら会員の福利厚生に効果的な事業が実施できるよう互助会に対し適切な指導を行ってください。																	

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年5月20日 措置通知</u> 職員互助会の入学祝金給付及びクラブ助成事業特別会計（以下「入学特会」という。）の余剰金を有効活用するため、令和4年度から職員互助会に対する市負担金に係る負担金率が2.7/1000から1.5/1000に引き下げられました。 引き続き、入学特会の余剰金を有効活用し、互助会員の福利厚生に資する事業を実施するよう指導していきます。
---------------------	---